

長引くせきは赤信号

～結核は過去の病気ではありません～

結核は過去の病気のように思われている方が多いかもしれませんが。しかし、いまだに1日に70人以上の人が発症し、6人が命を落とす、依然として人々の健康を脅かす感染症なのです。



特に青年期に結核に感染したことのある高齢の方、生活習慣病などにより感染しやすくなっている方、不規則な生活の方、職場などでの定期健診の機会のない方、働き盛り・育児・介護などで忙しい方に発病が増えています。

結核を発病すると、2週間以上続くせき、長引く微熱、倦怠感など風邪によく似た症状が見られます。このような症状がある場合は早めに病院を受診されることをお勧めします。また、せきやくしゃみで感染を広げないように「せきエチケット」としてマスクを着用しましょう。

結核検診のお知らせ

感染症法に基づき、市では65歳以上の方に結核検診を実施します。年に1度は胸部レントゲン写真をとりましょう。(肺がん検診を受診された方は結核検診を受診する必要はありません)

- 対象／65歳以上(昭和20年4月1日以前生まれ)の人
- 実施時期／平成21年7月～平成22年1月
- 受診方法／事前申込不要。指定医療機関で受診してください。
- 受診料／無料

特定健診・健康診査を受診される方は、同時に受診できます。

詳しくは、健診(検診)カレンダー16ページをご参照ください。

問い合わせ 保健介護課 健康支援担当

☎ 65-0703 ☎ 63-4085

長期優良住宅に係る 固定資産税の特例措置

平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に、次の要件にあてはまる認定長期優良住宅を新築した場合、新築から5年間(中高層耐火建物については7年間)、当該住宅にかかる固定資産税額が減額されます。

1 対象家屋

次の要件をすべて満たす住宅

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ②平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅
- ③人の居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上あり、住宅部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下である住宅

2 減額対象床面積

1戸あたり120㎡分(住宅部分に限る)まで

3 減額率

2分の1

4 減額期間

3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅：新築した年の翌年から7年間
右記以外の住宅：新築した年の翌年から5年間

5 申請者

当該家屋の所有者または納税義務者

6 申請時期

新築した年の翌年の1月31日まで

7 適用

平成22年度課税から

※この特例は、現行の新築住宅軽減措置と併せての適用はできません。

申請書および添付書類等詳しくは左記までお問い合わせください。なお、市ホームページにも記載していますのでご覧ください。

問い合わせ

税務課 資産税係

☎ 65-0680 ☎ 63-4574